

①(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)



条例について
詳しくはこちら
ご意見・ご提案も
こちらから
提出できます
区HPQ 18469

条例における「犯罪被害者等」とは

犯罪等により被害を被った方、ご家族またはご遺族やこうした関係に準じる方としています。
犯罪被害者等は、身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的損失等により、日常生活を送ることが困難になっています。



この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、区における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的に、制定するものです。

このたび、犯罪被害者のご遺族や地域で支援を行う関係者の方で構成する検討委員会等でいただいた意見をもとに、条例の素案をまとめました。

皆様のご意見・ご提案をいただき、条例の制定について検討を進めます。